

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
短期入所生活介護事業所クォーターヴィレッジ

【重要事項説明書】

(令和6年8月1日現在)

社会福祉法人草加松原会 短期入所生活介護事業所 クォーターヴィレッジは、利用者に対して、介護予防短期入所生活介護および短期入所生活介護（以下、介護サービスという。）を提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 草加松原会
- (2) 法人所在地 埼玉県草加市柿木町 1084 番
- (3) 電話番号 048-930-0707
- (4) 代表者氏名 理事長 古海 薫
- (5) 設立年月日 平成 15 年 10 月 30 日

2 短期入所生活介護事業所 クォーターヴィレッジの概要

- (1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護サービス
介護予防短期入所生活介護サービス

(2) 施設の名称及び所在地

施設名称	短期入所生活介護事業所 クォーターヴィレッジ
所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
電話番号	048-930-0880
埼玉県指定番号	第 1171800954 号

(3) 施設の職員体制

	常勤職員	業務内容
管理者	1 人	従業者の管理
医師	1 人（非常勤）	診療、健康管理等
生活相談員	1 人以上	生活上の相談援助等
看護職員（兼務）	1 人以上	健康管理、衛生管理、看護等
介護職員	4 人以上	介護等
管理栄養士（兼務）	1 人以上	栄養管理等
機能訓練指導員（兼務）	1 人以上	機能訓練等
調理員	1 人以上	食事の調理、配膳

運転手（兼務）	1人以上	送迎者の運転
事務職員（兼務）	1人以上	一般事務、介護報酬請求等

(4) 施設の設備の概要

定員	10名	共同生活室 (リビングルーム)	1室
部屋	個室10室	医務室	1室
浴室	一般大浴室と特別浴室があります		

(5) 第三者評価の実施状況

昨年度に係る第三者評価は実施していません。

3 サービス内容

(1) 食 事

朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

以上のほか、湯茶等のサービスがあります。原則、リビングルームにておとりいただきます。

(2) 入 浴

週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の身体状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(3) 介 護

ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。(入浴、排せつ、食事等の介護、着替え、整容、施設内の移動の付き添い等)

(4) 機能訓練（レクリエーション活動）

利用者の心身状況等に応じ機能訓練を行います。また、施設では日々のレクリエーションのほか、種々の行事を行います。行事によって、参加費のかかるものもございます。詳しくは、その都度説明いたします。

(5) 健康管理

日々の健康チェックを行います。

(6) 安全管理

防災計画を作成し、定期的な非難・救出等訓練および設備点検を実施しています。

(7) 生活相談

生活相談員が、日常生活に関することなどの相談をお受けし、必要な援助を行います。

(8) その他のサービス

その他のサービスについては、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。サービスの内容によっては、別途料金がかかる場合があります。

4 利用料金

利用料金には、介護保険給付対象の「基本料金」「加算料金」と介護保険給付対象外の「その他の料金」があります。(介護保険給付対象分はその世帯の所得金額により1割、2割及び3割の負担となります。) 詳細は別紙料金表をご覧ください。

(1) 介護保険給付対象額

① 基本料金

(ア) 要支援1及び要支援2

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(ユニット型個室)

(イ) 要介護1から要介護5

併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)(ユニット型個室)

② 加算料金

(ア) 機能訓練体制加算

専ら機能訓練の職務に従事する有資格者を配置している場合に算定します。

(イ) 夜勤職員配置加算Ⅱ(要介護者のみ)

夜間勤務をする職員の総数が基準を1以上上回っている場合に算定します。

(ウ) 送迎加算

利用者に対し施設による送迎を行った場合、片道につき加算されます。

(エ) 療養食加算

主治医による食事せんに基づき必要とされる療養食を提供した場合に加算されます。

(オ) サービス提供体制加算(Ⅰ)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合に算定します。

(カ) サービス提供体制加算(Ⅱ)(特養空床利用の場合のみ)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定します。

(キ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(基本料金及び加算料金の8.3%相当分)

この加算は、介護職員の賃金の改善等を実施しているとして県知事に届け出た

事業所が介護サービスを行った場合に算定します。

(ク) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（基本料金及び加算料金の2.7%相当分）

この加算は、特定の基準に該当した介護職員等の更なる処遇を改善すると県知事に届け出た事業所が介護サービスを行った場合に算定します。

(ケ) 介護職員等ベースアップ等支援加算（基本料金及び加算料金の1.6%相当分）

この加算は、介護職員等のベースアップを主とした賃金改善を実施しているとして県知事に届け出た介護サービス事業所が算定します。

※要介護認定を受ける前の利用であって、非該当（自立）と認定された場合、または、介護保険の給付対象の範囲を超えた利用の場合は、1日の利用に要する費用全額が利用者負担になります。

(2) その他の料金（介護保険給付対象外）

滞在費（ユニット型個室）	2,200 円
*ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額です。	
食費（1日あたり）	1,600 円
内訳 朝食：450 円 昼食：620 円(おやつを含む) 夕食 530 円	
*ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額です。	
日常消耗品（施設が用意しているもの以外）	実費
行事・クラブ活動参加費	実費
※その他、レクリエーション費用、買い物サービス費用、所持品預かり・保管費用、理美容代などは自己負担となります。	

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入居日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
②入居日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用に要する費用（介護保険給付対象外も含みます）の20%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合、退居日までの日数をもとに計算します。

※ 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退居を希望した場合
- ・入居日に健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

払方法は、契約の際に決めさせていただきますが、金融機関の口座振替（口座自動引き落とし）をお願いしています。

(6) その他

① 基本料金の償還払い

介護保険の給付対象の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領（直接事業所が給付額を受け取ること）ができなくなる場合があります。この場合は、当事業所に一旦1の利用に要する費用の全額を支払っていただきます。後に、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて、市（介護保険担当課）の窓口申請しますと自己負担分を除き払い戻しを受けることができます。

② 利用者負担の軽減制度

市（保険者）では、所得の低い方を対象として、滞在費・食費の利用者負担軽減や市独自の基本料金の利用者負担軽減を行っています。また、社会福祉法人草加松原会では、低所得で生計が困難である方が対象の、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」をご利用いただけます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、電話等でお申し込みください。利用期間決定後、契約を締結いたします。利用の予約は、3か月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者の要介護状態区分等が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③ その他

・事業者は、利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1か月以内に支払われない場合、または、利用者やその家族などが、事業者や従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、利用者に対して文書で通知すること

により、ただちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。

・事業者は、やむを得ない事情により、この契約を解約させていただくことがあります。この場合には、30日前までに文書で通知します。

6 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みについて

火器・刃物等の危険物につきましては持ち込みをご遠慮していただいております。また、食べ物の持ち込みに関して制限はございませんが、健康・衛生管理のため、必ず職員までお知らせください。

(2) 面会

【面会時間】8：00～20：00（緊急やむを得ない場合を除く）

ご面会を希望される場合は、1階事務所窓口にて入居者訪問表にご記入願います。

※感染症等の拡大防止の観点から、直接の面会を一部制限する場合があります。

(3) 外出

受診等により外出が必要な場合は、食事の調整や薬の準備等がございますので必ず事前にお申し出ください。

(4) 金品等について

金品等の持ち込みについて、施設では紛失等の責任を負いかねますので、お持ちにならないか、または必要最低限にてお願いいたします。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用設備等、施設をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備、備品等を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いしていただく場合がございます。
- ③ 入所者に対するサービスの実施及び安全・衛生等の管理上の必要が認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは出来ません。

7 秘密の保持

- (1) 職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者又は家族の個人情報については、からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でその個人情報を用いません。また、あらかじめ文書で同意を得た場合でも必要最小限の利用に努めます。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ再発防止に努めます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

10 事業所が提供するサービスについての相談窓口

事業所が提供するサービスに関することにつきまして担当しますので、何なりとお申し出ください。

担当 生活相談員
電 話 048-930-0880
F A X 048-930-0772

11 苦情等の窓口

(1) 当事業所の苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する苦情、意見、要望等につきましては、次の苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者のいずれかにお申し出ください。お申し出は、電話、F A X、郵送、口頭等をお願いいたします。

〔苦情受付担当者〕

生活支援課	主任	吹谷 香織
生活支援課	介護支援専門員	大垣 剛
在宅支援課	短期入所担当	内藤 奈津美
在宅支援課	主任	西谷 典子
新田西部地域包括支援センター担当		種谷 七恵
総務課	リーダー	武田 圭子

〔第三者委員〕

介護支援専門員	加藤 ひさ枝氏
電 話	080-2034-6841
	堀田 法子氏
電 話	048-931-5553

〔苦情解決責任者〕

施設長	古海 薫
電 話	048-930-0707
F A X	048-930-0772
E-mail	info@q-village.jp

(2) その他の苦情等の窓口（お住いの市役所等）

草加市健康推進部 地域介護課	電 話 048-922-1421 F A X 048-922-3279
越谷市福祉部 介護保険課	電 話 048-963-9305 F A X 048-965-3289
八潮市健康福祉部 長寿介護課	電 話 048-996-2829 F A X 048-997-5445
埼玉県国民健康保険団体連合会	電 話 048-824-2568 F A X 048-824-2561

ショートステイクォーターヴィレッジ 料金表

別紙

【費用額(10割分)の計算方法】 <1単位の単価=10.55円>

・費用額=単位数×10.55円(1単位の単価)(1円未満切捨て)

令和6年8月1日

【費用額(1割負担の場合)の計算方法】

・利用者負担額=費用額-(費用額×0.9(1円未満切り捨て))

※介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額で計算しま

基本サービス費	単位数	費用額 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
要支援1	529	5,580	558	1,116	1,674
要支援2	656	6,920	692	1,384	2,076
要介護1	704	7,427	743	1,486	2,229
要介護2	772	8,144	815	1,629	2,444
要介護3	847	8,935	894	1,787	2,681
要介護4	918	9,684	969	1,937	2,906
要介護5	987	10,412	1,042	2,083	3,124

加算	単位数	費用額 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
機能訓練体制加算	12	126	13	26	38
夜勤職員配置加算(Ⅱ)(要介護のみ)	18	189	19	38	57
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	232	24	47	70
療養食加算(医師の指示に基づき1食につき)	8	84	9	17	26
送迎加算(実施した場合片道につき)	184	1,941	195	389	583
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数に14.0%を乗じた単位数をもとに費用の額を計算し、負担割合に応じた額が請求されます。				

介護サービス1日当りの概算費用		合計単位数	費用額 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
要支援1	療養食にかかる加算と送迎に対する費用は入っておりません。	642	6,773	678	1,355	2,032
要支援2		787	8,302	831	1,661	2,491
要介護1		862	9,094	910	1,819	2,729
要介護2		939	9,906	991	1,982	2,972
要介護3		1,025	10,813	1,082	2,163	3,244
要介護4		1,106	11,668	1,167	2,334	3,501
要介護5		1,184	12,491	1,250	2,499	3,748

※上記介護度別負担割合に応じた費用と、下記段階別食費及び滞在費の合計が1日当りの費用となります。

食費及び滞在費	介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額が1日当りの上限となります。				
	1日の額(基準)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
朝食:450円、昼食:620円、夕食:530円	1,600	300	600	1,000	1,300
滞在費	2,200	880	880	1,370	1,370
合計	3,800	1,180	1,480	2,370	2,670

介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】	所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
	事業者名	社会福祉法人 草加松原会
	代表者氏名	理事長 古海 薫 ⑩
【事業所】	所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
	事業所名	短期入所生活介護事業所 クォーターヴィレッジ
	説明者	職名 生活相談員
		氏名 ⑩

私は、契約書および本書面により事業者から介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】	住所	
	氏名	⑩

【代理人】	住所	
	氏名	⑩

利用者との関係